

答 申 情 第 1 8 6 号

令和6年12月13日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月10日付け産地第314号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

市長表敬訪問において本市が撮影した記念写真の不存在による非公開決定事案（諮問情第292号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年8月30日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「地域企業イノベーション推進室が保有する令和5年6月29日に実施された京都たばこ商業協同組合の市長表敬訪問において本市が撮影した記念写真」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年9月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

本市においては写真の撮影をしていないため。

- (3) 審査請求人は、令和5年12月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件請求に係る文書の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、令和5年6月29日に実施された京都たばこ商業協同組合（以下「組合」という。）の市長表敬訪問において本市が撮影した記念写真（以下「対象文書」という。）である。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

昨年度（令和4年6月28日）に実施された組合の市長表敬訪問時には、本市においても予備として記念写真を撮影し、保有していたため、令和5年6月29日の表敬訪問においても、同様に予備での撮影を予定し、当日の役割分担に記載していた。

しかしながら、当日の事前打合せにおいて、昨年度の表敬訪問以降、本市が撮影した記念写真を業務上使用することがなかったことから、撮影の必要性がないと判断し、撮影しないこととした。

審査請求人は、審査請求書において役割分担として「本市も予備で撮影（●●）」と記載されて

いることを理由に、対象文書が存在するはずであると主張するが、上記のとおり、本市において撮影を実施しなかったため、対象文書は保有していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(対象文書は)存在する。令和5年6月29日付け当日資料「京都たばこ商業協同組合の市長表敬訪問について」には、役割分担として「本市も予備で撮影(●●)」と記載されている。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、令和5年6月29日に実施された組合の市長表敬訪問の際に、本市において撮影された記念写真である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、当日資料の役割分担に「本市も予備で撮影」と記載していたものの、当日の事前打合せにおいて、昨年度の表敬訪問以降、本市が撮影した記念写真を業務上使用することがなく、撮影の必要性がないと判断したことにより撮影しなかったため、記念写真は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、令和5年6月29日付け当日資料「京都たばこ商業協同組合の市長表敬訪問について」(以下「当日資料」という。)のうち、役割分担が記載された文書に「本市も予備で撮影(●●)」と記載されているため、記念写真は存在すると主張する。

ウ 当審議会において、当日資料の役割分担に「本市も予備で撮影(●●)」と記載していた理由を処分庁に確認したところ、組合が写真を取り損ねていた時に備えて本市も写真撮影する予定であったとのことであった。合わせて、当日資料の作成日を確認したところ、当日資料には、表敬訪問を実施する日付である6月29日を記載しているが、実際に当日資料を作成したのは、令和5年6月20日とのことであった。

エ 上記ウを踏まえれば、前年度までは、組合が写真を取り損ねていた時に備えて処分庁も写真撮影を予定していたものの、当日の事前打ち合わせの際に撮影の必要性がないとして段取りを変更したため今回は撮影をしていないこと、及び、当日資料の作成日が令和5年6月20日であり、令和5年6月29日表敬訪問当日の打ち合わせで撮影の必要性がないと判断して当日の撮影はしていないとの処分庁の説明は、時系列からしても特段不合理な点はない。

オ したがって、当審議会としては、本件請求に係る記念写真を保有していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はなく、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 1月10日 諮問
2月 5日 諮問庁からの弁明書の提出
11月8日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第7回会議）
12月13日 審議（令和6年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 石塚 武志）